

**地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」および「確保方策」に向けた課題整理**

**1. 放課後児童健全育成事業の「量の見込み」に対する過不足数**

- ①平成26年度確保方策は、学童クラブの定員数とした。
- ②量の見込みには、低学年、4年生の実績値を表示した。
- ③低学年の平成26年度から27年度への伸張率と、平成26年度の低学年・4年生の割合から、平成27年度以降の5-6年生の量の見込み値を明記した。

		平成26年度 (4/1実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	低学年	1,521人	1,840人	1,790人	1,740人	1,700人	1,650人
	4年生	259人	313人	305人	296人	289人	281人
	5-6年生	15人	167人	175人	174人	181人	189人
	高学年	274人	480人	480人	470人	470人	470人
	合計	1,795人	2,320人	2,270人	2,210人	2,170人	2,120人
確保方策		1,545人	1,900人	1,930人	2,010人	2,090人	2,090人
過不足数		▲ 250人	▲ 420人	▲ 340人	▲ 200人	▲ 80人	▲ 30人

**2. 放課後児童健全育成事業の「量」の「確保」に向けた現状と課題**

**(1)学童クラブの増設**

- ①前回の審議会で市から説明があったように、余裕教室利用を中心に教育委員会への理解と交渉の継続により、施設の確保が必要となる。
- ②ただし、余裕教室すら見込めない学校(中原、保谷等)もあり、別途拡充施策が必要である。
  - ⇒ 近隣の公共施設の転用可能な部屋の確保(ただし、根本的に公共施設が少ない)
  - ⇒ 学校敷地内への学童クラブ増設(ただし、敷地内の増設については建築基準法改正により別途課題あり)
  - ⇒ 放課後子供教室の充実(ただし、現在の校庭開放の延長事業ではなく、一定の専門職化が必要)
    - ※下記(3)④に課題詳細は別途明記
  - ⇒ 児童館事業へのランドセル来館事業の組み込みにより、子ども自身と保護者の選択肢を増やす。
    - ※下記(4)①に課題詳細は別途明記

**(2)高学年児童の学童クラブ利用**

- ①放課後、三季休業期間中の子どもの過ごし方として、様々な施策があるが、高学年であっても本人への育成サポート、保護者の状況(片親、両親共にフルタイム就労、疾病)等、年間を通じて高学年の子どもの育成を考える必要がある。
- ②ただし高学年は、下校時刻が15:30と比較的遅く、通年利用として学童クラブ滞在は僅かな時間となる。
- ③高学年の通年利用は、災害時の安全確保や子ども自身が心身共に不安定な状態にある場合に利用出来るものとし、セーフティネット、社会福祉の観点から学年延長として利用することで確保してはどうか。
  - ⇒ 多面的な方策が必要であるが、実施可能な一部の学童で受け入れる事。

**(3)放課後子供教室の課題**

- ①19小学校のうち、週1回5校のみの開催では、全ての児童への施策となり得ていない。
- ②対象児童は実施校の児童のみであり、私学利用の児童の利用は不可。
- ③一旦帰宅することなく、実施校の児童は利用できるが、学童クラブ利用児童は、学童クラブ利用児童は放課後子供教室利用後に学童クラブへの登所が認められていない。
- ④指導員の資格要件がなく、今後、全小学校での開設を踏まえた資格要件が必要。

**(4)児童館の課題**

- ①現在、公共施設の適正配置により、児童館の統廃合が進められている。
  - 今年度、1施設が転用済、来年度1施設の廃止が決定しており、今後も促進される。
  - 「友人との遊び」には、適度に大人の目の届くスペースが地元にはないと成り立たない。
- ⇒ ニーズ調査結果にもある通り、児童館の評価は高くなっており、今後、児童館を起点とした地域連携施設として0歳～18歳までの多機能な活用が望まれる。
- ⇒ 多摩地区においても事例のある「ランドセル来館事業」等は、放課後に帰宅することなく、児童館を利用することで、保護者の状況によって、子ども達が区別されることなく特に高学年の児童においては、一定程度、放課後の生活を自己管理(自己選択)出来るため有効なものとする。

### 3. 利用イメージ図

